

先生各位

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0722第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

謹白

## 記

- 適用日 2020年（令和2年）7月22日から適用
- 新規保険収載項目

項目名	保険点数
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 （SARS-CoV-2 を含む。）	・ 検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：1,800点 ・ それ以外の場合：1,350点

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
<p>ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）</p>	<p>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 ：450点×4回分</p> <p>それ以外の場合 ：450点×3回分</p>	<p>微生物学的検査判断料（150点）</p>	<p>「D023」微生物核酸同定・定量検査の「14」</p>	<p>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法（定性）により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌及びSARS-CoV-2 の核酸検出（以下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリ-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）を実施した場合、本区分の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、(23)ウに規定する検査及びSARS-CoV-2 核酸検出については、別に算定できない。</p>